

玉掛け技能講習

この講習は岩手労働局長登録機関(登録番号48-1030)として、労働安全衛生法に基づいて実施するものです。つり上げ荷量1トン以上のクレーン等の玉掛け業務に就くときは、玉掛け技能講習修了証を有する者でなければ、就業できないことになっております。(クレーン運転士などの資格のみでは荷掛け、荷はずしはできません)

この講習を受講し、学科及び実技試験に合格した方に『修了証』を交付いたします。

つきましては、資格取得に必要な技能講習を、下記日程により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 日 時 (1) 学科 令和4年8月23日(火) 9:00~17:05 (受付8:35~8:50)
 令和4年8月24日(水) 9:00~15:00 試験15:10~(受付8:35~8:50)
 (2) 実技 1回目 令和4年8月25日(木) 8:30~16:30 試験16:35~(受付8:05~8:20)
 2回目 令和4年8月26日(金) " "

※ 実技講習日については、1回目、2回目がいずれかで、申し込み順になります。

※ 集合時間は厳守して下さい。遅刻、早退、欠課の場合は受講修了と認められませんのでご注意下さい。

2. 会 場 (1) 学科 アイ・ドーム(一関市東台50-46)
 (2) 実技 大東興運株(一関市狐禅寺字小倉沢2-1)

3. 受講資格 18歳以上の方(18歳未満で受講の方は、18歳より修了証が有効となります。)

4. 修了試験 学科・実技講習科目について修了試験を行います。

5. 受講料 【全科目受講者】 26,400円(消費税10%込)(受講料24,750円 テキスト代1,650円)
 【一部免除者】 24,200円(消費税10%込)(受講料22,550円 テキスト代1,650円)

6. 一部免除 次の方は、申請により講習の一部が免除されます。

- (1) クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けたもの。
 (2) 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了したもの。
 (イ) 学科→クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識
 (ロ) 実技→クレーン等の運転のための合図

7. 申込締切日 8月9日(火) ただし先着40名に達し次第締切らせていただきます。締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消しされることがありますのでご注意ください。

申込者が少ない時や気象状況等により講習を中止、又は延期することがありますのでご了承願います。

8. キャンセルの取扱 8月9日(火)以降の申込取消については、受講料はお返しいたしません。

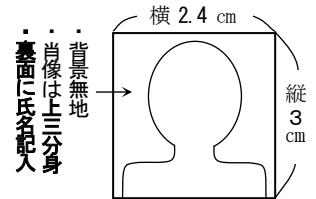
9. 申込方法 裏面「受講申込書」に受講料・テキスト代・写真1枚(右図参照。鮮明なもの)を添えてお申し込み下さい。又、一部免除申請のある方は、該当する免許証、修了証のコピー(顔写真が確認できるもの)を貼付願います。

(申込書はFAX可。免許証・修了証のコピー、写真は郵送願います)

〒021-0873 一関市台町8-23 TEL 0191-23-7729 FAX 0191-23-7720

※ 銀行送金の場合は、締切日までに下記口座へお振込み下さい。お振込手数料はご負担願います。

一関信用金庫駅前支店(普)0025433 / 岩手銀行一関支店(普)1424667 (公財)岩手労働基準協会一関支部



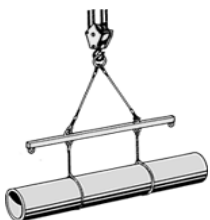
10. カリキュラム

1日目(学科)	2日目(学科)	3日目(実技)
8:50~9:00 刈エンテーション	8:50~9:00 刈エンテーション	8:20~8:30 刈エンテーション
9:00~10:00 クレーン等に関する知識(1H)	9:00~13:50 クレーン等の玉掛けの方法(4H)	8:30~15:30 クレーン等の玉掛け(6H)
10:05~13:50 クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識(3H)	14:00~15:00 関係法令(1H)	15:30~16:30 クレーン等の運転のための合図
13:55~17:05 クレーン等の玉掛けの方法(3H)	15:10~ 学科試験	16:35~ 実技試験(1H)
		※終了時間は試験の状況により前後します。

※ 昼食・休憩時間については、当日時間表にてお知らせいたします。

11. その他

- 一部免除受講者は該当する免許証、修了証を原本確認のため受講日に必ずご持参ください。
- 筆記用具・電卓を必ずご持参下さい(試験時は、鉛筆・消しゴム使用。電卓機能付携帯電話は使用不可。)
- 受講票は、受付終了後(振込確認後)お渡し、又は郵送致します。当日講習会場の受付で提示願います。
- 学科修了後の実技日程を次回へ繰越等の変更は出来ませんので、充分ご注意下さい。
- 実技講習にはヘルメット(貸出有)、ホイッスル、革手袋又は軍手、安全靴等服装を整えて下さい。
- 昼食をご持参下さい。(斡旋も致します。詳細は別途ご案内致します。)
- 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。
- 雇用調整助成金受給事業所は、教育訓練の対象になることがあります。



玉掛け技能講習受講申込書

No. _____

※協会使用欄

学科 令和4年8月23日(火)・24日(水)
実技 令和4年8月25日(木)又は26日(金)

実施管理者	原本確認	免除要件確認

ふりがな		生年月日	昭和 年 月 日 平成
氏名	併記を希望する場合の旧姓又は通称【注】参照		
現住所	〒 ー (番地まで詳しくご記入下さい)		
	TEL 緊急用(携帯電話等)		

(※個人受講者は、記入の必要はございません。)

勤務先	所在地	〒 ー (番地まで詳しくご記入ください)		
	事業場名 代表者名	TEL	FAX	担当者名 内線()
※該当箇所に○印を お付け下さい。	(公財)岩手労働基準協会賛助会員	会員	非会員	受講料振込予定日
	受講票及び修了証送付希望先	勤務先	自宅	月 日

令和 年 月 日

受講者名 (本人自署)

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

受講一部免除申請書

運転士免許証・技能講習修了証貼付欄	※必要に応じて裏面(修了証番号記載箇所)も貼付して下さい。
※ 一部免除 次の方は、申請により講習の一部が免除されます。 (1) クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けたもの。 (2) 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了したもの。 ※ 受講一部免除申請者は、該当する運転士免許、技能講習修了証の写し(顔がはっきり確認できるもの)を申込書に貼付し、原本確認のため受講当日に必ずご持参下さい。	

【注】● 氏名、生年月日、現住所欄には、誤りのないようはっきり、丁寧にご記入下さい。(鉛筆書き不可)

● 忘れずに担当者名をご記入下さい。

● 申込書に記入された個人情報に係る事項は、本講習の事務処理に関する以外には使用いたしません。

● 氏名の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入して下さい。いずれも受講当日原本等を提示して下さい。 ※旧姓/通称:住民基本台帳法施行令に基づくものに限りです。

(旧姓を使用した氏名の場合:戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の証明書を添付(写し)すること。通称の場合:住民票又はそれに類する証明書を添付(写し)すること)